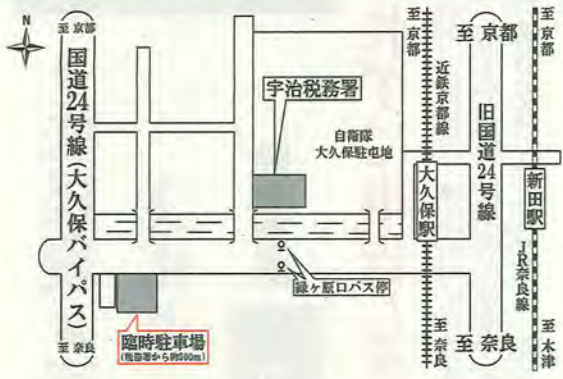


宇治税務署からのお知らせ

譲渡所得等の申告は宇治税務署確定申告会場へ



土地や建物、株式等の「譲渡所得」や「住宅借入金等特別控除」等、「雑損控除」等、「平成29年分以前の確定申告」、「贈与税」、「相続税」等の申告は、直接、宇治税務署へお越しください。

※八幡市文化センターの会場では受け付けをしております。

●申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)。2月15日(金)以前は還付申告に限り、ただし、2月24日(日)と3月3日(日)は受け付けします。

●相談受付時間 午前9時～午後4時

※混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくことや、早めに(午後3時頃)相談受付を終了させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※税務署の駐車場は2月7日(木)～2020年1月末(予定)の間ご利用いただけません。車でお越しの際は、臨時駐車場(左図)をご利用ください。

※税務署ではコピーサービスを行っていません。

申告書等は国税庁ホームページで作成できます!

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- いつでも利用可能!
- 税務署に出向く必要なし!
- 自動で税額を計算!
- プリントサービスにも対応!

公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(※)であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

◆所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

◆確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずにお願います。

◆所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関しては、市役所税務課市民税係にお尋ねください。

(※)複数から受給されている場合は、その合計額です。

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141(自動音声案内に従って電話機を操作してください)

国保からのお知らせ

高額療養費 (外来年間合算)

70歳以上の国民健康保険(国保)の被保険者で、基準日(※)時点で一般、または、低所得区分である被保険者について、計算期間(平成29年8月1日～30年7月31日)のうち、一般、または、低所得区分であった月の外来にかかる医療費が個人ごとに14万4000円を超える場合に、その超えた額を支給する制度です。

対象期間中に他市町村から転入された人や、八幡市の国保以外に加入していた場合は、その自己負担額も合算できる場合があります。詳しくは平成30年7月

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度においては、計算期間中に保険者の変更がなく、高額療養費を振り込む口座番号等を

市税・国民健康保険料の納付は便利な口座振替(自動払込)のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車等すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない

31日時点に加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。

対象期間中に八幡市の国保に継続して加入していた人には、2月下旬から順次、支給の勧奨通知をお送りします。申請してください。

(※)基準日は原則、平成30年7月31日ですが、計算期間の途中で健康保険の加入者でなくなった場合(死亡、海外への転出、生活保護受給等は、加入者でなくなった日の前日となります。

把握している場合は、広域連合で計算を行い、5月以降に支給しますので、申請の必要はありません。

また右記に該当せずに申請が必要な人には、4月以降に順次、市から支給の勧奨通知をお送りしますので、申請してください。

老人医療

福祉医療の老人医療制度においては、従来、高額療養費の勧奨通知は送付していませんので、該当すると思われる人は、計算期間中の領収書をすべてお持ちください。

こちらで計算させていただき、申請書をお送りいたします。

※計算期間中に市町村を移動(転出入)した場合は、前市町村分は合算できません。

◆問い合わせ 国保医療課

食品ロスの削減にご協力を!

食品ロスとは、期限切れ、食べ残しなど、まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。

日本では年間約646万トンを発生していると推計され、国民1人当たりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分(約139g)が捨てられています。

食の全てを満たす熱損失防止改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当を減額します。

【減額要件】

- ▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
- ▽改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

◆問い合わせ 環境業務課

熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

△2020年3月31日までに、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、①から④の改修工事に要した費用(補助金を除く)の合計が50万円を超えていること。

①窓の断熱改修工事(必須の工事)

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

減額期間、範囲、手続方法など詳しくは、お問い合わせください。

◆問い合わせ 税務課資産税係

水道管の凍結にご注意ください

気温が氷点下4度以下の厳しい寒さになると防寒の不十分な水道管内では、水が凍り破裂する可能性があります。凍結は屋外に配管された次のようなところで多く発生します。

- ・管が露出(むき出し)しているところ
- ・風あたりの強いところ

★防寒対策としては

図のように、保温材を管に巻きつけ、保温材自体が水に濡れないように上からビニールテープ等でしっかり巻いてください。

★水道管が破裂したら

メーターボックス内にある元栓(止水栓)を閉めてから、八幡市指定給水装置工事事業者へ修理をご連絡ください。同業者は、市ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 上水道課



ビニールテープを巻いて濡れないようにする

保温材を管に巻きつける